

## 昭和五十五年政令第二百八十七号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令

内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第二項、第七条、第九条、第十二条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （法第二条第五項の政令で定める要件）

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病の療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が給付期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）とする。

### （法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度）

法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。

第二条 第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。

第三条 法第七条第一項の政令で定める給付等は、犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪行為による死亡又は障害を原因として、次に掲げる法律の規定のうち国家公安委員会規則で定めるものに基づき支給される給付等とする。

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）  
二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）  
三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）  
四 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）  
五 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）  
六 船員法（昭和二十二年法律第百号）  
七 灾害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）  
八 消防組織法（昭和二十二年法律第百十八号）  
九 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）  
十 水防法（昭和二十四年法律第一百九十三号）  
十一 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）  
十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第一百四十五号）  
十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）  
十四 自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）  
十五 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）  
十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第一百四十三号）  
十七 婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）  
十八 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）  
十九 灾害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）  
二十 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）  
二十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）  
二十二 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百十一号）  
二十三 国會議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）  
二十四 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第一百六十二号）  
二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十一号）  
二十六 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）  
二十七 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）  
（法第七条第一項の給付等に相当する額）

第四条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。  
一 前条に規定する給付等が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の額を基礎として國家公安委員会規則で定める方法により算定した額

（一）前号に掲げる場合以外の場合 当該給付等の価額、支給の時期及び法定利率を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額  
（遺族給付基礎額）

十二条には規定する平均賃金の例により者道府県公安委員会が定める額とその他の者の例によりしては別途行かるにわざと規則で定める方法によつて算定する。第一項の額を定めること十二条及び第十四条第一項においては、百分率の見合に応じて、各号の一括りに該当する場合は、当該各号に定める額と費用合計額に対する割合をもつて計算する。

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千六百円  
イイに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第一に定める最高額を超えて、又は最低額に満たないとき

当該最高額又は最低額  
二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超え、又は最低額に満たないと  
き 当該最高額又は最低額

(道府県等に付する件費)  
第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

イ、当該生計維持関係遺族に犯行が行われた當時八歳未満であった者が含まれていない場合 次の（1）から（4）までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該（1）から（4）

(1) 一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当时、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、一千七百五十）

二十一  
二千十

四人以上 三千四百五十

口 イに掲げる場合以外の場合

(1) 犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた生計維持関係遺族の人数に応じ、次の表に定める数合計した数を加えた倍数

人数

二  
人

三人

四人以上

三才圖會

生計維持關係遺族に犯罪

(5) 生計維持関係遺族に犯罪

(6) 生計維持関係遺族に犯罪

(7) 生計維持関係遺族に犯罪

(8) 生詠絵持關係遺族は猶罪  
一 前号ニ掲げらる陽合从トの陽合

前項第一号の「生計維持関係遺

一六十歳以上の夫（婚姻の届出）

二 六十歳以上の夫（婚姻の十八歳未満の子又は孫

			人數
		百五十三	數
四人以上	三人	二百二十三	
	二人	二百一	
	一人		

四 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹  
五 前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、國家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

(法第九条第二項の政令で定める期間)  
第七条 法第九条第二項の政令で定める期間は、三年とする。

(法第九条第二項の療養に要した費用の額)

第八条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたもののそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例(現に同条第六号又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例)により算定した額(その額が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額)を合算した額とする。

(法第九条第二項の政令で定める法律)  
第九条 法第九条第二項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

二 船員保険法

三 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)

四 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

六 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(法第九条第二項の政令で定める場合)

第十条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けた場合のうち、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 当該負傷又は疾病の療養のための入院が給付期間の末日の翌日以後に及ぶものとなつたため、給付期間における療養に要した費用の額を知ることが困難であること。

(法第九条第二項の政令で定める額)

第十一条 犯罪被害者が第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、給付期間における療養(第九条に掲げる法律の規定による療養に要する費用の額(当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月(給付期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。)の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額)を合算した額とする。ただし、一月当たり八万円(当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただし書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月(当該療養のあつた月を除く。)が三以上ある場合にあつては、当該療養のあつた月については、四万四千四百円)を超えることができない。

2 前条に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第二号に規定する額を加えて得た額とする。

一 給付期間における療養(最終月の特定入院に係るもの)を除くものとし、現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。)のそれぞれについて第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養(現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。)について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた療養に関する給付の額を控除して得た額に、最終月の給付期間における特定入院に係る入院日数を最終月の特定入院に係る入院日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

(休業加算基礎額)

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超える、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

(法第九条第四項の政令で定める額)

第十三条 法第九条第四項の政令で定める額は、百二十万円とする。

(障害給付基礎額)

第十四条 法第九条第七項に規定する障害給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の八十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第一級から第三級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき

当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第四に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき

ロ 当該最高額又は最低額

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき

当該最高額又は最低額

(障害給付金に係る倍数)

**第十五条** 法第九条第七項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 第一級 二千六百六十（犯罪被害者が当該障害により常時介護を要する状態にある場合にあっては、二千八百八十）

二 第二級 千八百六十五（犯罪被害者が当該障害により隨時介護を要する状態にある場合にあっては、二千百六十）

三 第三級 千六百

四 第四級 九百二十

五 第五級 七百九十

六 第六級 六百七十

七 第七級 五百六十

八 第八級 四百五十

九 第九級 三百五十

十 第十級 二百七十

十一 第十一級 二百

十二 第十二級 百四十

十三 第十三級 九十

十四 第十四級 五十

(法第十二条第一項の政令で定める額)

**第十六条** 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第一項、第五項及び第六項、法第十二条第五項並びに第五条から第十三条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項から第四項まで及び第七条から第十三条までの規定により計算した額（給付期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾患が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあっては、当該負傷をし、又は疾病にかかる日から当該仮給付金の決定において定める日までの間にについてこれらの規定の例により計算した額）

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時において判明している身体上の障害の程度が該当する障害等級に応ずる前条各号に定める倍数を用いて法第九条第七項及び第十四条の規定により計算した額

**第十七条** 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に関する手続その他犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支給に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

附 則（昭和五七年四月二十七日政令第一二九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年九月二十五日政令第二六一号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六年五月二二日政令第一五七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六年五月二二日政令第一五七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二の規定は、昭和六十二年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二十四日政令第一七四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日政令第一四四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成九年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

## (附則) (平成一三年五月一六日政令第一八三号) 抄

1 この政令は、犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十号）の施行の日（平成十三年七月一日）から施行する。  
 （経過措置）

2 改正後の第二条、第十二条、別表第一及び別表第二の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

（施行期日）  
**附則** (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この政令の施行の日前に行われた療養については、第二十九条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附則） (平成一五年八月八日政令第三六九号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）  
**附則** (平成一六年九月一五日政令第二七一号)

1 この政令は、平成十六年九月十七日から施行する。  
 （経過措置）

2 改正後の第二条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

（附則） (平成一七年二月二五日政令第二九号)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十六年七月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る犯罪被害者等給付金について適用する。

（経過措置）  
 2 平成十六年七月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る犯罪被害者等給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

3 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る犯罪被害者等給付金及び障害給付金に係る新令別表第一の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指を失つたもの、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは、「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指の用を廃したもの、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第十三号中「以外」とあるのは、「及び示指以外」と、同表第十級の項第七号中「母指又は」とあるのは、「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは環指を失つたもの」と、同表第十二級の項第十号中「示指、中指」とあるのは、「中指」と、同表第十三級の項第七号中「母指」とあるのは、「中指若しくは示指」と、「もの」とあるのは、「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは、「母指及び示指」とする。

4 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて改定される新令（以下「読み替え後の新令」という。）の規定による改定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ読み替え後の新令の規定による仮給付金又は障害給付金の内扱とみなす。

（附則） (平成一八年三月三〇日政令第九九号)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
 （経過措置）

2 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

（附則） (平成一八年五月八日政令第一九三号)

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

（施行期日等）  
**附則** (平成一八年八月一八日政令第二七一号)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。



六十歳以上		八、〇〇〇円	五、七〇〇円
<b>別表第二（第五条関係）</b>			
犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢		最高額	最低額
二十歳未満		四、六〇〇円	三、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満		五、六〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満		六、九〇〇円	四、五〇〇円
三十歳以上三十五歳未満		八、六〇〇円	五、三〇〇円
三十五歳以上四十歳未満		九、九〇〇円	五、三〇〇円
四十歳以上四十五歳未満		一〇、八〇〇円	四、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満		一一、六〇〇円	四、三〇〇円
五十歳以上五十五歳未満		一二、一〇〇円	四、二〇〇円
五十五歳以上六十歳未満		一一、五〇〇円	三、六〇〇円
六十歳以上		八、〇〇〇円	三、三〇〇円
<b>別表第三（第十二条関係）</b>			
犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢		最高額	最低額
二十歳未満		三、二〇〇円	二、二〇〇円
二十歳以上二十五歳未満		三、八〇〇円	二、五〇〇円
二十五歳以上三十歳未満		四、七〇〇円	三、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満		五、九〇〇円	三、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満		六、八〇〇円	三、七〇〇円
四十歳以上四十五歳未満		七、九〇〇円	三、二〇〇円
四十五歳以上五十歳未満		八、三〇〇円	二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満		九、八〇〇円	二、五〇〇円
五十五歳以上六十歳未満		一〇、九〇〇円	二、三〇〇円
六十歳以上		九、二〇〇円	一、一〇〇円
<b>別表第四（第十四条関係）</b>			
犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢		最高額	最低額
二十五歳以上三十歳未満		七、九〇〇円	七、六〇〇円
三十歳以上三十五歳未満		九、八〇〇円	七、九〇〇円
三十五歳以上四十歳未満		一一、四〇〇円	八、八〇〇円
四十歳以上四十五歳未満		一二、三〇〇円	八、八〇〇円
四十五歳以上五十歳未満		一三、二〇〇円	九、一〇〇円
五十歳以上五十五歳未満		一三、八〇〇円	九、四〇〇円
五十五歳以上六十歳未満		一三、二〇〇円	八、七〇〇円
六十歳以上		六、六〇〇円	一、一〇〇円
<b>別表第五（第十四条関係）</b>			
犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢		最高額	最低額
二十歳未満		五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十歳以上二十五歳未満		六、四〇〇円	四、二〇〇円
二十五歳以上三十歳未満		七、九〇〇円	五、二〇〇円
三十歳以上三十五歳未満		九、八〇〇円	六、〇〇〇円
三十五歳以上四十歳未満		一一、四〇〇円	六、二〇〇円
四十歳以上四五歳未満		一二、三〇〇円	四、九〇〇円
四十五歳以上五十歳未満		一三、二〇〇円	五、三〇〇円

六十歳以上	五十歳以上 五十五歳未満 五十五歳以上 六十歳未満	一三、八〇〇円 一三、二〇〇円	四、九〇〇円 四、二〇〇円
九、一〇〇円			